

## 東京都公文書の管理に関する条例の改正について

- 令和2年4月の公文書館移転に併せ、「東京都公文書の管理に関する条例」を改正予定
- 公文書管理条例改正案の概要について、パブリックコメントを実施（令和元年6月25日から7月19日まで）

## 歴史公文書制度の創設

- ◆後世に残すべき対象となる資料として重要な公文書等を「歴史公文書等」と定義
- ◆保存期間満了後の措置（移管又は廃棄）をあらかじめ決定し、移管の決定をした歴史公文書等は、期間満了後、確実に公文書館へ移管、保存（「特定歴史公文書等」と定義）
- ◆公文書館が保存する特定歴史公文書等について「利用請求」を制度化（情報公開制度と同様）

## 東京都公文書管理委員会の設置

- ◆公文書管理制度の円滑かつ適正な運用を図るため、学識経験者等から構成される附属機関を設置
- ◆公文書管理に関する重要事項（公文書館に移管する基準のガイドライン等）や利用請求に係る審査請求の審議

<参考：公文書館の移転>

- 令和2年3月下旬に世田谷区玉川（仮移転先）から国分寺市泉町（都立多摩図書館に隣接）へ移転
- 利便性向上の取組：最新の展示施設設置、情報発信の強化、開館時間の拡大等



～公文書を象徴するように積み重なったイメージの外観～

## 今後のスケジュール（予定）

